

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⤴ 地震保険料控除

Q : 今年度から、地震保険の保険料について地震保険料控除が適用され、長期損害保険の保険料については原則廃止、変更がない場合に限り適用があるそうですが、変更とはどんなことを指すのですか？

A : 次のようなことをいいます。

【解説】

地震保険の保険料については、平成19年から支払った保険料について、最大5万円の所得控除が受けられるようになり（地震保険料控除といいます）、1万5千円まで控除できた長期損害保険契約等に係る損害保険料控除が廃止されることとなりました。

ただし、長期損害保険契約で、平成18年末までに契約したものについては、契約が変更されない限り、これまでどおり、損害保険料控除の対象にできることとなっています。

なお、変更については、次のように取り扱われます。

- ① 損害保険料の額が変わらなければ変更とはならない
- ② 地震保険を長期損害保険の契約途中で付加しても、従前の損害保険料の額が変わらなければ変更とはならない
- ③ 損害保険料の額が変わった場合には、その変更に係る効力の開始時期が変更のあった日とする
- ④ 年の途中で損害保険料の額に変更があった場合には、その契約変更の開始時期の年以降で適用されないこととする

